

ZENBUTSU

全仏

No.

624



仏暦2559年11月
[2016年]

CONTENTS

ご縁をかたちに、絆を行動に 浄土宗心光寺 清水 道隆…… 2

全日本仏教会創立60周年記念事業「福島大会」福島実行委員会出席
全日本葬祭業協同組合連合会第61回全国北海道大会出席
第五十回仏教伝道文化賞贈呈式出席…………… 4

第二十八回WFB(世界仏教徒連盟)世界仏教徒会議韓国大会出席
第二十八回WFB(世界仏教徒連盟)世界仏教徒会議韓国大会ツアー報告
…………… 5

指定寄附金制度のお知らせ
救援基金寄付者一覧…………… 6

録事・無料法律相談・無料税務相談・訂正とお詫び…………… 7

寺院が知っておきたい法律知識…………… 8



天台宗 観門寺へ表敬訪問



公益財団法人

全日本仏教会

WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

ご縁をかたちに、

絆を行動に

浄土宗心光寺

清水 道隆



被災地支援ボランティアを始めたきっかけ

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震のときも現地を見た経験から「現地を見なきゃ始まらない」という考えがありました。震災直後は東京のセカンドハーベスト・ジャパンが行っていた支援物資を仕分けして被災地に送るボランティアに参加していました。そんな中、浄土宗の僧侶で「ひとさじの会」の吉水岳彦君に「現地のボランティアに行きませんか？」とお声掛けいただいたのが始まりです。

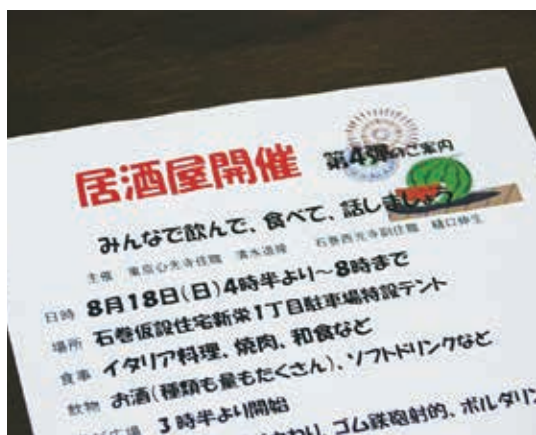
「居酒屋」という支援

「炊き出し」ではなく「居酒屋」としたのは、仮設住宅などにボランティア

で伺ったときに、男の人が出てきてくれなかった事がきっかけでした。男の人とお酒というわけではありませんが、あえてお酒を飲んでおいしい料理を食べて楽しく話をしようと思ったのです。

十一回にわたった「居酒屋」開催のチラシは毎回、仮設住宅の方にはもちろん、地域にも配布しました。三時間半という限られた時間ではありませんが、子供たちが遊ぶ場所やそこで暮らす人々に、お酒を含め「飲み食い出来る場所」を提供しようと考えてきました。

開催する場所は、復興の支援をさせていただいた寺院住職や、支援活動を通して知り合った現地の方々か



ら、「今までボランティア活動が行われなかったところで開催して欲しい」という声をいただいて決まってきました。

それぞれのボランティア

実際、支援をしたいけれど、「どこに行ったら何をしたらいいのか分からない」という声が、私の周りでも聞こえていました。そこで、「こういうことをやろうと思う」と周りに声をかけるとお坊さんやお檀家さん、隣の学生さん、他にもパスタ屋さんやラーメン屋さん、お寺に出入りをしていただいている業者さん、職人さんたちがよるこんで集まってくれました。

「居酒屋」では料理やお酒の提供の他に、手の空いた者たちが現地の方々の輪の中に入って、一緒にお酒を飲みながら盛り上がり、なかには手話を使える方もいます。耳の不自由な方のお話も聞くことも出来、それぞれがやれることをしていました。

私としては、そのような思いのある方々の一助になれたのは嬉しかったですし、何より活動を通して「つながり」や「ご縁」をあらためて深く感じました。

来年迎える、本会財団創立六十年記念事業のテーマが「ご縁をかたちに、絆を行動に」に決定しました。

熊本地震一周忌、東日本大震災七回忌、阪神・淡路大震災二十三年回忌を同時に迎える周年事業として、本号より、支援活動で「ご縁や絆を結んでいる方々をご紹介し、六十周年記念事業テーマを考えてまいります。

第一回は清水道隆氏（浄土宗心光寺）にお話を伺い、東日本大震災ボランティアを通して感じられたことをお聞きしました。

ジャージは生活の一部

以前、団参で現地に伺ったとき、子ども達が登下校時にジャージを着ているのを見ていました。みんな、遊びに行くときもジャージを着ています。でも、悪いことするときもジャージなんで、「お前たちはあそこの学校の子だな」という具合で怒られるわけです。だからジャージというのは、この地域において生活の一部でも大切なものなのです。

震災の年、八月二十七日に被災地の小学校と中学校が、合同で運動会



を開催する事が決まりました。しかし、津波でジャージを失った子ども達がいる事を知り、運動会でみんながそろって同じ物を着て参加するのでは、とても大事なことではないかと感じていたところ、吉水君の薦めもあって、運動会に着てもらうために小学校、中学校合わせて六六〇名分の半袖短パン、上下のジャージを作りました。

ジャージを製作するにあたって、平時なら学校指定の取次店に依頼すれば良いのですが、皆さん被災されていて動けないという状態でした。なので、こちらで縫製会社や繊維会社を探し、パタンナーであるお檀家さんにもボランティアでデザインをお願いするなど、ゼロに近い状態から多くの方々にご協力をいただき、資金についてもお檀家さんをはじめ、話を聞きつけた全国のご寺院から多額の支援をいただき、お贈りすることができました。

イメージを変える

東日本大震災では地震、津波、原発事故からの放射能による被害があるわけですが、最終的にはそこから風評被害というものが出ていると思えます。その風評被害は、米・野菜・

果物・魚・肉など、多くのものに未だについてまわっているのではないのでしょうか。八百屋さんを見ても、やはり「福島県産」と書いてあるものはごく少ない、あったとしても他の産地のものより安い価格がついています。

そのような中、何ができるかとなったとき、私たちは風評被害を受けている果樹園の支援をしようという事になって、二〇一六年から活動をはじめました。

具体的には、お寺のお檀家さんなどに参加を募り、果樹園でりんご狩りをし、ご当地の食材でバーベキューをして、みんなでワイワイ盛り上がるんです。他にも、この果樹園では福島県産のものだけで作られるピザのデリバリーカーがあり、お彼岸の時に来ていただいて、実際にみなさんに食べていただくというようなこともしました。

「福島のもの安全なんだ」ということをご自身で感じていただき、風評被害の払拭の一助になればと思います。

続けることが大事

石巻への「居酒屋」も去年で一区切りつきましたし、みんなの震災へ

の想いが少しずつ薄れてゆく中で、いずれは福島に行かなければと考え中、大野農園の取り組みを見て「これだ」と思いました。果樹園に行くだけで復興につながる。安易な事ではありませんが、これからいつまでも続けられる支援であることに気づかせてもらったのです。

私にできる事は少ないですが、応援してくださいとお檀家さんや仲間がいる限り、「同悲同苦」を合言葉に、被災地に寄り添っていききたいと思います。



大野農園

<http://www.oononouen.com/index.html>

財団創立六十周年記念式典・全日本仏教徒会議福島大会 福島実行委員会出席

本会財団創立六十周年記念式典・全日本仏教徒会議福島大会の第一回福島実行委員会が、十月五日郡山ビューホテルアネックスを会場に開催された。石田宏壽実行委員長をはじめ、三村眞城顧問ら福島県の各市仏教会、各宗派から選出された幹事、委員のうち十三名が参集した。本会からは久喜和裕事務総長他四名が出席した。

本実行委員会は福島で事務局会を十一回開催し、準備委員会を経て、本年六月の福島県仏教会総会で委員の選任、規約の承認を受け立ち上がったものである。

保森英士実行副委員長の開会挨拶にはじまり、石田実行委員長、久喜事務総長より挨拶、出席者自己紹介の後、石田委員長を議長に、福島実行委員会事務局より経過報告がなされ、本会からも進捗を述べた。

◆記念式典 福島大会概要

日時 平成二十九年十月十三日
～十四日

テーマ ご縁をかたちに、絆を行動に
— 私からはじまる —

場所 十三日 ホテルハマツ
十四日 ビッグパレットふくしま

また、十三日を本会財団創立六十周年記念式典、十四日を第四十四回全日本仏教徒会議福島大会として開催する

ことも確認された。大会サブテーマについては今後、実行委員会で福島開催ならではのものを検討していく。式典の中で行われる法要について、開催年が東日本大震災七回忌、阪神・淡路大震災二十三回忌にあたり、熊本地震からも一年が経つ、連関性をもった追悼法要、事業を計画している。委員からは「追悼はもちろん大事ではあるが、復興という前向きな意味合いも持たせていきたい」考えが示された。その一環として十月十五日に会津の歴史探訪、いわき・相馬方面をバスで巡るスタディツアーの案も出された。

行政、報道機関への広報も石田実行委員長を中心に進捗していることが報告され、伊東幹事長より六十周年記念事業調整会議で了承されたロゴを福島大会でも使用することが報告された。また、福島の勸募委員会の立ち上げについて、石田実行委員長より説明がなされた。清水清秀実行副委員長より閉会の辞が述べられ閉会。次回開催は十二月十二日を予定している。

全日本葬祭業協同組合連合会 第六十一回全国北海道大会出席

全日本葬祭業協同組合連合会（以下、全葬連）第六十一回全国北海道大会が札幌パークホテルで開催され、本会から中村広報文化部長が出席した。当日は約四百名が参集し、葬祭業の未来に向けた取り組みが報告された。全葬連は、昭和五十年に設立された、

日本最大の葬祭事業所の連合体で、第一回全国大会は築地本願寺で開催された。本会とは定期的に懇談会を実施し、葬儀事前相談員資格講習への講師派遣、シンポジウムや研修会での講演、機関紙への寄稿等、様々な面で連携をしている。

今大会では「消費者が安心・信頼で

第五十回「仏教伝道文化賞」贈呈式出席

十月五日、港区の仏教伝道センタービルにて公益財団法人仏教伝道協会主催の「仏教伝道文化賞」の贈呈式が開催され、本会より和多総務部長が出席した。

「仏教伝道文化賞」は、国内外を問わず仏教研究や芸術、伝道など様々な分野で仏教精神・文化の発展に貢献した人物や団体に毎年贈られている。

今年、石上善應氏（大正大学名誉教授）に「仏教伝道文化賞」が、松下功氏（東京芸術大学副学長）に「仏教伝道文化賞 沼田奨励賞」が、沼田智秀会長よりそれぞれに贈られた。

石上氏は、インド説話研究の第一人者で、原始経典から浄土経典まで幅広く、一般の人を対象に仏教を伝えている。また、韓国の研究者とも交流し、国際学術振興にも寄与したことが高く評価された。

松下氏は作曲家として、声明とコラボレーションした作品など、仏教精神

を感ぜさせる現代音楽を開拓した功績が認められた。

贈呈式後の祝宴では、安永雄文氏（築地本願寺宗務長）の乾杯の発声で約百名の参会者と共に祝杯をあげた。

終始和やかな雰囲気の中で、参会者同士が熱心に歓談をする中で有意義な時間が経過し、閉会となった。



仏教伝道文化賞を受賞する石上氏

第二十八回WFB (世界仏教徒連盟)

世界仏教徒会議韓国大会出席

第二十八回WFB (世界仏教徒連盟) 世界仏教徒会議韓国大会が、ソウル市・スカイパークキングスタウン東大門、AWコンベンションセンター、真覚宗統理院の三方所を会場に、九月二十六日～二十九日の日程で開催され、世界各地から仏教徒約六百名が参集した。本会からは中西玄禮副会長、小林正道WFB副会長、戸松義晴WFB執行役員、日比野郁皓WFB人道支援委員会委員長、久喜和裕事務総長他二名が参加した。

WFBでは二年に一度、世界各地の仏教徒が集い、国際会議を開催している。本会は、WFB日本センターとして、唯一の日本仏教界の窓口を担っている。

今大会は、韓国・真覚宗七十年記念行事が共催され、大会テーマ「Buddhism in Daily Life, Daily Life of Buddhists」(日々の生活における仏教・仏教徒としての生き方)のもと、各種会議をはじめ、平和フォーラム、委員会が開催され、韓国の仏教界挙げての盛大な大会となった。開会式典において中西副会長が小峰一允会長の祝辞を英語にて代読

後、五百万円のネパール震災寄附金の目録をWFB人道支援基金へ手渡した。

また、今大会総会では役員選挙が行われ、小林WFB副会長、戸松WFB執行役員、日比野WFB人道支援委員会委員長が再任した。

二〇一八年にはWFB世界仏教徒会議日本大会が予定されている。閉会式の際、小林WFB副会長より、開催日程(二〇一八年十一月五日～九日)のアナウンスと次回大会へ向けた仏旗の授与が行われた。



開会式典でスピーチする中西副会長

第二十八回WFB (世界仏教徒連盟)

世界仏教徒会議韓国大会ツアー報告

九月二十六日から二十八日まで、第二十八回WFB (世界仏教徒連盟) 世界仏教徒会議韓国大会ツアーを開催した。本ツアーは全日本仏教会企画のもと、加盟団体を中心に参加者を募集した。中西玄禮副会長、西郊良光日韓仏教興隆協議会理事長ら十二名の参加者のもと催行し、本会からは久喜和裕事務総長他四名が参加した。

九月二十六日

羽田空港国際線ターミナルにて結団式後、韓国・金浦空港へ出発。到着して昼食場にて関西国際空港出発組と合流し顔合わせ。昼食後、ソウル市内観光。景福宮にて守門將交代式を見学。

九月二十七日

午前中市内観光。烏頭山統一展望台を訪れ、三十八度線・北朝鮮を眺望。

◆南大門(崇礼門)を見学。

一旦ホテルに戻り更衣。第二十八回WFB世界仏教徒会議韓国大会の開会式典、歓迎レセプションに参加のため、AWコンベンションセンターに移動。開会式典において、中西副会長が小峰一允会

長の祝辞を英語にて代読。他国参加者から称賛の声をいただいた。

九月二十八日

◆牛眠山觀門寺(天台宗)を表敬訪問。拝観案内をいただいた後、お茶とお菓子のおもてなしを受け、参加者全員にお茶のお土産をいただいた。最後に今年落慶した舍利塔の前で記念撮影。

◆奉恩寺(曹溪宗) 訪問。

江南の高層ビル群にありながら、広い敷地内には多くの伽藍や大きな弥勒菩薩石像を有し、参拝客の多さからも信仰を集めていることが見受けられた。奉恩寺を後にして昼食後、金浦空港口にて本ツアーの解団式を行い帰路に就いた。



觀門寺にて記念撮影

平成28年熊本地震で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について

平成28年熊本地震で被災した宗教法人の建物等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、次の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置^(※)を受けることができます。

※優遇措置の内容

個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合…寄附金の全額を損金に算入できます。

1 対象となる施設

寄附金の募集の対象となる施設等は、次のⅠ及びⅡに掲げるものです。

- Ⅰ 宗教法人の所有していた（個人所有は不可）建物（その付属設備を含む）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地のうち、以下の（a）、（b）の要件を全て満たすもの
- Ⅱ Ⅰ以外の固定資産で、Ⅰに掲げる固定資産が熊本地震により滅失又は損壊をしたことに伴って滅失又は損壊をしたもののうち、以下の（a）、（b）の要件を全て満たすもの
 - （a）宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
 - （b）熊本地震により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

2 対象となる費用

①の施設等の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分が対象となります。

3 所轄庁への確認の申請

単立宗教法人及び包括宗教法人は自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する必要があります（併用不可）。

所轄庁による確認の期限は、平成30年12月31日までです。

なお、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は平成31年1月1日から平成32年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができます。

4 対象となる期間

所轄庁による確認を受けた日の翌日から3年以内で、法人が募集要項で定めた日までです。



*詳細は財務省webサイトよりご覧いただけます。

東日本大震災等

〔平成28年4月13日～10月17日〕

太福寺 佐久間大道（兵庫県）
 稲田 昭（兵庫県）
 金剛院（東京都）
 龍仙寺 武田昭英（広島県）
 顕本法華宗
 鈴木三生（福井県）
 佐久山教会（長野県）
 芝学園同窓会
 妙見宗 本龍寺（大阪府）
 浄土真宗本願寺派 奈良教区 添下組
 若院会 会長 藤田哲史
 法要寺青年仏教会 H Y B A（埼玉県）
 北条仏教会（愛媛県）
 匿名希望 8件

合計 1,007,853円

平成28年熊本地震

〔平成28年7月11日～10月17日〕

真言宗御室派
 総本山 仁和寺（真言宗御室派）
 総本山永観堂禅林寺 浄土宗西山禅林寺派
 融通念佛宗
 細江町仏教会（静岡県）
 真言宗智山派高知教区寺庭婦人会
 宮崎市仏教会（宮崎県）
 本所仏教会（東京都）
 福知山市仏教振興会（京都府）
 芝仏教会（東京都）
 上尾市仏教会（埼玉県）
 大本山 大覚寺
 総本山 西教寺（天台真盛宗）
 匿名希望 1件

合計 3,824,044円

台湾南部地震

平成28年5月31日～10月17日

高野山真言宗

合計 252,972円

総計

5,084,869円

ご支援、誠に有難うございました。

「救援基金」寄付者一覧

事務総局録事

9月(1日~15日)

- 1日 ▶ 関東大震災都内戦災遭難者秋季慰霊大法要出席
東京・東京都慰霊堂
- ▶ (株)ジャパン通信社田村氏他来局 事務総局
- 2日 ▶ 財団創立60周年記念事業式典部会開催
東京・明照会館4階第1会議室
- 5日 ▶ 本門佛立宗長松氏他訪問 京都・本門佛立宗宗務本庁
- ▶ 本所仏教会来局 事務総局
- ▶ 石上理事長訪問 京都・浄土真宗本願寺派宗務庁
- 6日 ▶ 中西副会長他訪問
京都・浄土宗西山禅林寺派宗務所
- ▶ 芝仏教会来局 事務総局
- ▶ 全国教誨師連盟創立60周年記念大会出席
東京・京王プラザホテル
- ▶ 真言宗須磨寺派小池氏訪問 兵庫・須磨寺
- 7日 ▶ 富士ゼロックス東京(株)間篠氏来局 事務総局
- ▶ (公財)福島コンベンションビューロー橋本氏他来局 事務総局
- ▶ キヤノンマーケティングジャパン(株)鈴木氏来局 事務総局
- 8日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 事務総局
- ▶ 東京・佛光山寺来局 事務総局
- 9日 ▶ (株)大陸旅遊田村氏来局 事務総局
- ▶ 岸信夫政経セミナー出席
東京・ザ・キャピトルホテル東急
- ▶ (株)ラッキーツアーセンター小暮氏来局 事務総局
- ▶ ティケイヘンデルアート黒塚氏来局 事務総局

- 12日 ▶ (一財)日本消費者協会唯根氏訪問
東京・(一財)日本消費者協会
- ▶ 全日本葬祭業協同組合連合会松本氏来局 事務総局
- ▶ 日蓮宗現代宗教研究所「教団論セミナー」打合せ出席
東京・日蓮宗宗務院
- ▶ 宗派合同懇親会出席 東京・東京グランドホテル
- 13日 ▶ みずほ証券(株)山田氏来局 事務総局
- ▶ 石上理事長訪問 京都・浄土真宗本願寺派宗務庁
- 14日 ▶ 文化庁宗務課大金氏来局 事務総局
- ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)松山氏他来局 事務総局
- 15日 ▶ 民進党臨時大会出席
東京・ザ・プリンスパークタワー東京 コンベンションルーム
- ▶ 財団創立60周年記念事業調整会議開催 事務総局

9月(16日~30日)

- 16日 ▶ ティケイヘンデルアート黒塚氏来局 事務総局
- ▶ 第1回法務執行に関する協議会開催 事務総局
- ▶ 読売新聞論説委員時田氏来局 事務総局
- 18日 ▶ 浄土真宗本願寺派主催「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」出席
東京・千鳥ヶ淵戦没者墓苑
- 20日 ▶ キヤノンマーケティングジャパン(株)深谷氏来局 事務総局
- ▶ (公財)日本宗教連盟第5回幹事会出席 事務総局
- 21日 ▶ キヤノンマーケティングジャパン(株)鈴木氏来局 事務総局
- 29日 ▶ 大村印刷(株)是永氏他来局 事務総局

訂正とお詫び

正：壇上加藍 誤：檀上加藍

2016年10月号 No.623 表紙写真キャプションの誤記につき訂正してお詫び申し上げます。

寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

税金なんでも相談

電話 or 対面 どちらでも相談できます

寺院運営をする上で起こる様々な税金の悩みに、エキスパートたちが1ストップでお応えいたします!

財務部までお問合せ TEL.03-3437-9275

無料法律相談室

本会顧問弁護士長の長谷川正浩先生が、寺院向け無料法律相談を開催しております。
(主に第一・第四木曜 日要事前予約)

TEL.03-3437-9275

社会・人権部までお問合せ



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②

宗教法人と墓地経営 1

●墓地の経営

墓地の経営は、原則として地方公共団体（市町村）に限定されていますが、これにより難しい場合であっても宗教法人、公益法人等に限り許可されるということになっています（昭和46.5.14環衛第78号通知）。この方針は昭和12年9月3日に内務省警保局長、厚生省公衆衛生局長から各地方長官あての連名通知以来、現在までかわっていません。この連名通知は、「各自の宗教の意義に従って死者を葬らねばならぬという原則に従って、墓域内に各派毎に整然たる区画を設け、神道、仏教、キリスト教等の信者の埋葬に支障なくらしむること。」と述べています。このように墓地は宗教と深く結びつけて考えられてきました。特に仏教寺院は、寺檀制度の具体化した姿として切っても切れない関係にあります。

●墓地の在り方の変化

寺檀関係に基づく墓地は、個々の寺院の慣習に従って管理・運営されてきました。しかし近年における急激な社会変化によって今までの慣習も変わろうとしてきています。

〈都市化の進展〉に伴う人口の過疎・過密化や家制度の崩壊と核家族化、新宗教の台頭等によって宗教法人が経営する墓地の在り方も大きく影響を蒙ってきました。最近では〈散骨・自然葬〉など墓そのものを不用とする人たちもでてきました。このような時代の流れの中で管理・運営の変更、墓地の拡張・新設・整理が求められています。そして、これらの対応を誤ると信者と無用のトラブルを生じさせることになり、宗教者としての資質を問われることにもなりかねません。

●墓地の法律

墓地に関する法律は「墓地埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」といいます。）」に統合されました。それまでは「墓地及埋葬取締規則（明治17年太政官布達第25号）」「墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準（明治17年内務省通達第40号）」「墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治17年太政官布達第82号）」および「埋火葬の認許等に関する件（昭和22年厚生省令第9号）」と4つの法規が存在していましたが、戦後1本化されたのです。

●墓埋法の目的

墓埋法の目的は、①国民の宗教的感情に適合することと、②公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障を生じさせないことの2つです（墓埋法第1条）。

①については、墓地の設置や埋葬等の行為が国民の宗教的感情に根ざすものであり、その本旨が損なわれないようにすることが要請されるからです（墓地、埋葬等に関する法律施行に関する件、昭23.9.13厚生省発衛第9号）。国民の宗教的感情・習慣及び宗教的平穏が保護されてはじめて憲法上の原則である信教の自由が保障されるという考えに基づくものと講学上説明されています。

②については、火葬したり埋蔵したりする行為やこれらの関する施設の設置は、その取り扱い方によっては公衆衛生その他公共の福祉を害することがあり得るので、これらの見地から制約をうけることに基づくものです。但し、近年では、土葬が認められる地域が極めて限定されており、火葬された焼骨を埋蔵したり収蔵したりすることがほとんどですから、②の制約は少なくなっている傾向にあります。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修